

サプライチェーン対策のための 国内投資促進事業費補助金 概要説明資料 (令和2年5月公募)

令和2年5月

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

はじめに.

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金は 7年ぶりの全国どこでも事業が可能な立地補助金です

ポイント①

建物も補助対象
になります

建物



設備



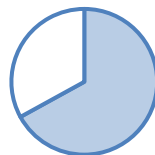
システム



ポイント②

補助率

事業負担を軽減しサプライ
チェーン再構築を支援



ポイント③

補助上限額
150億円

大規模投資が可能
となります



補助対象	建物・設備の導入等
補助対象者 ／補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 [中小企業等グループ] 3 / 4 以内 ※要件Bの補助率は [大企業] 2 / 3 以内 [中小企業] 3 / 4 以内
補助上限	1 5 0 億円
事業期間	原則 3 年間（大規模投資案件は 4 年間）

これらにより、サプライチェーン強靱化を図るため、企業が選択した様々な取組を支援します

1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

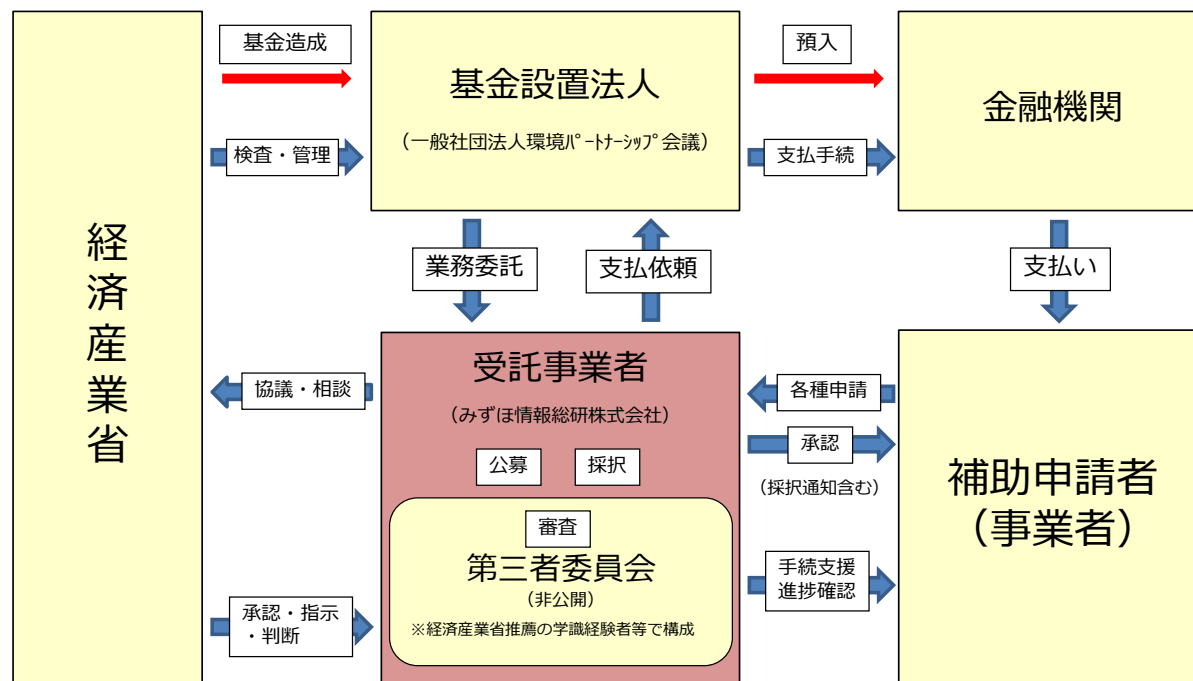
事業の目的

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

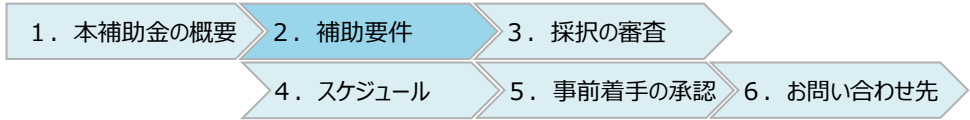
予算

・ 2, 200億円(令和2年度補正予算)

本補助金の執行スキーム



2. 補助要件（対象・経費等）



補助対象設備

補助対象施設（後述）に掲げる工場又は物流施設で使用する設備
機械装置

補助対象施設

1 工場

製造業又は情報通信業の用に供される施設

2 物流施設（注 1）

「一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の取扱い（注 2）が
あって、以下に該当するもの

道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、
港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供さ
れる倉庫又は配送センター（自ら使用する施設であること）

（注 1）物流施設については、後述する補助対象事業Bのみ対象とする

（注 2）四半期に一度、納入実績等により、継続的に取扱いがあることを確認する

補助対象経費

補助金交付上限額は 1 5 0 億円とする。

経費区分	要件
・建物取得費	
・設備費	工場にあっては必須(設備の取得を伴わない案件は補助対象外)
・システム購入費	

※設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な経費をいいます。建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費に含めます。

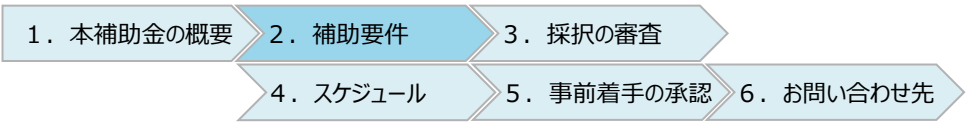
投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

2. 補助要件（要件・補助率等）



補助対象事業

補助対象要件

補助率

A

生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業であって、次のいずれかに該当するもの

- ①生産拠点の集中度が高い製品・部素材の国内での生産拠点整備事業
- ②生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した生産を行う生産拠点整備事業

※ア、イいずれも満たすこと

ア. 生産拠点の集中度
生産拠点の集中度について、貿易統計等の統計指標上、集中度が高いことを証明する書類や、事業者単位で調達集中度が高いことを証明する書類等で確認できること（左記②にあつては、上記に加え、生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術を活用した投資であることについて、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書等で確認できること）

イ. 設備機械装置の先端性
補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的事業であること。

大企業	中小企業等
1/2 以内	2/3 以内

B

一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業

※ア、イいずれも満たすこと（物流施設にあつてはウも満たすこと）

ア. 需給ひっ迫性
①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
②：統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書

イ. 国民が健康な生活を営む上で重要なもの
①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書
②：政府決定文書（防災基本計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）
③：生活必需品、医療機関・福祉施設等で使用するもの等について、有識者からの推薦書等

ウ. 設備投資効果（物流施設のみ）
①：設備投資計画
②：上記イで掲げるものの取扱いに係る計画
③：需給ひっ迫時において、政府から優先供給を依頼された際、イで掲げるものの取扱いに係る計画

大企業	中小企業等
2/3 以内	3/4 以内

C

- ①～③の全てを満たす事業
- ①複数の中小企業等のグループによる共同事業
 - ②事業Aに該当する事業
 - ③グループ化メリットを有する事業

※①～③の全てを満たすこと

- ①複数の中小企業等のグループにより共同で実施・申請する事業
- ②要件Aに掲げる要件を満たすこと
- ③次のいずれかのグループ化メリットを有するもの
 - (1) グループ化によるスケールメリット（規模の拡大による効率化）
例：設備稼働率向上や、資材発注量拡大等による調達コスト低減等
 - (2) グループ化によるシナジー効果（技術等の補完による効果）
例：技術、調達先、販売先等の増加による開発・生産柔軟性拡大等

中小企業等
3/4 以内

2. 補助要件（補足）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

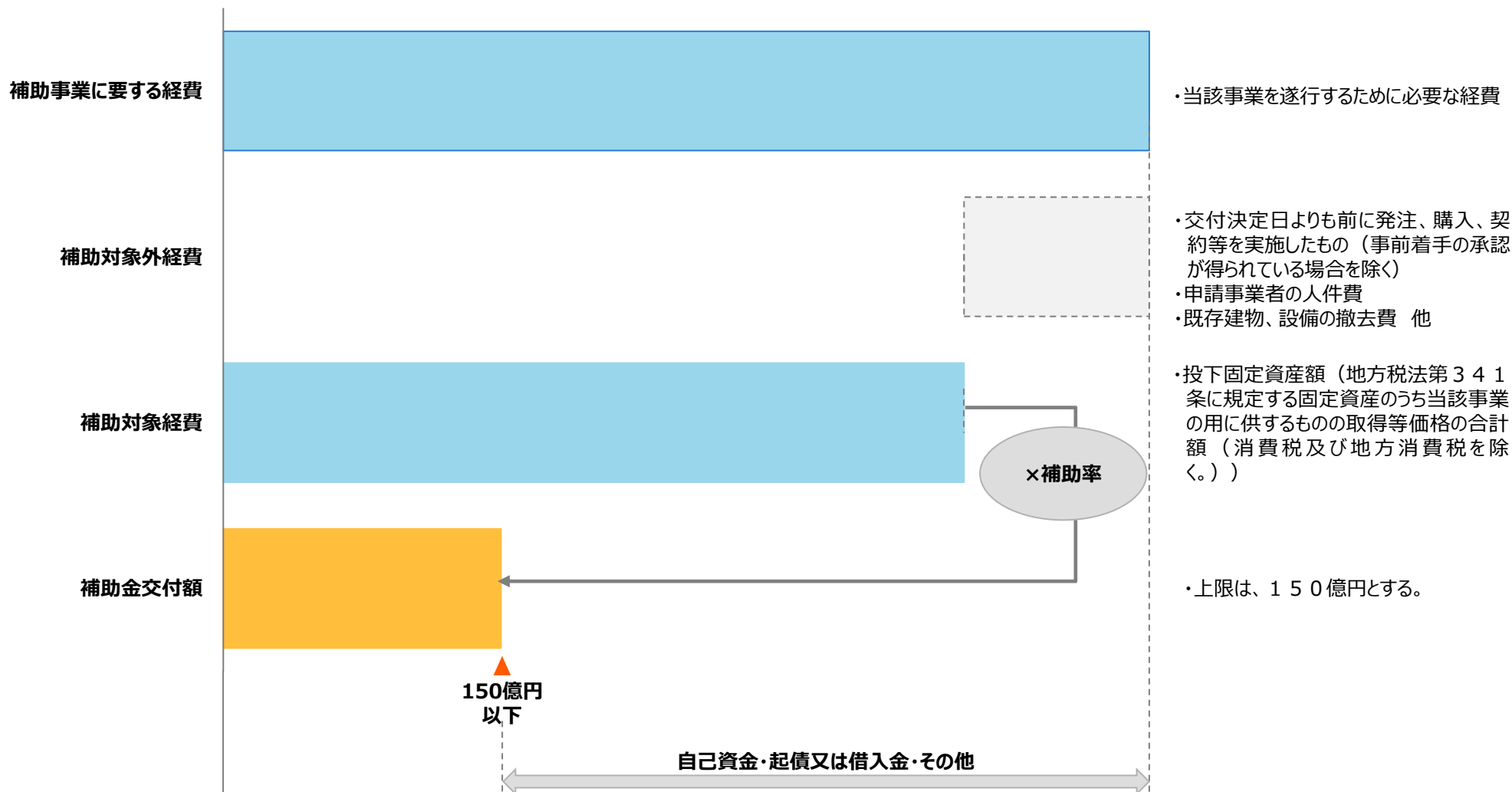
3. 採択の審査

4. スケジュール

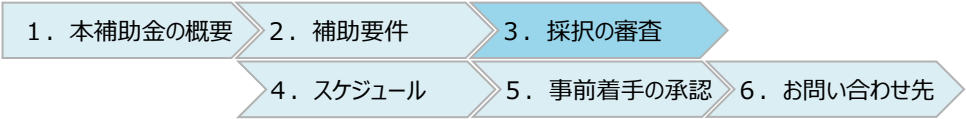
5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

補助事業に要する経費と交付額の関係



3. 採択の審査（対象事業A・C）

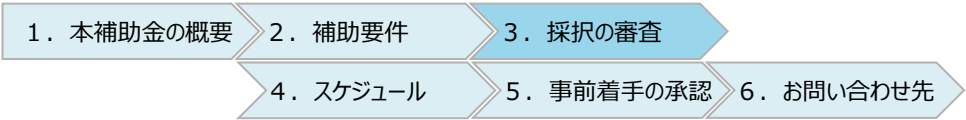


採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領 1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領 1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領 1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
事業内容に関する審査 (加点項目)	海外生産割合	補助事業により生産する製品・部素材について、生産拠点の海外集中度が認められるか
	生産の一国集中度	補助事業により生産を計画する製品・部素材について、生産拠点の一国集中度が認められるか
	製品・部素材を極力使用しない技術 ※A-②のみ	生産拠点の集中度が高い製品・部素材を極力使用しない技術が用いられていると認められるか
	整備する施設・装置の柔軟性	補助事業により整備を計画する施設・装置が一定程度柔軟性あるものであり、有事の用途転換等、わが国産業全体のレジリエンスの強化に資するものであると認められるか
	国内サプライチェーンの分散	補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか
	物資の優先度	補助事業により生産を計画する製品・部素材について、付加価値が高いと認められるか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果が補助金交付申請額に比して大きい

3. 採択の審査（対象事業B 工場）



審査内容

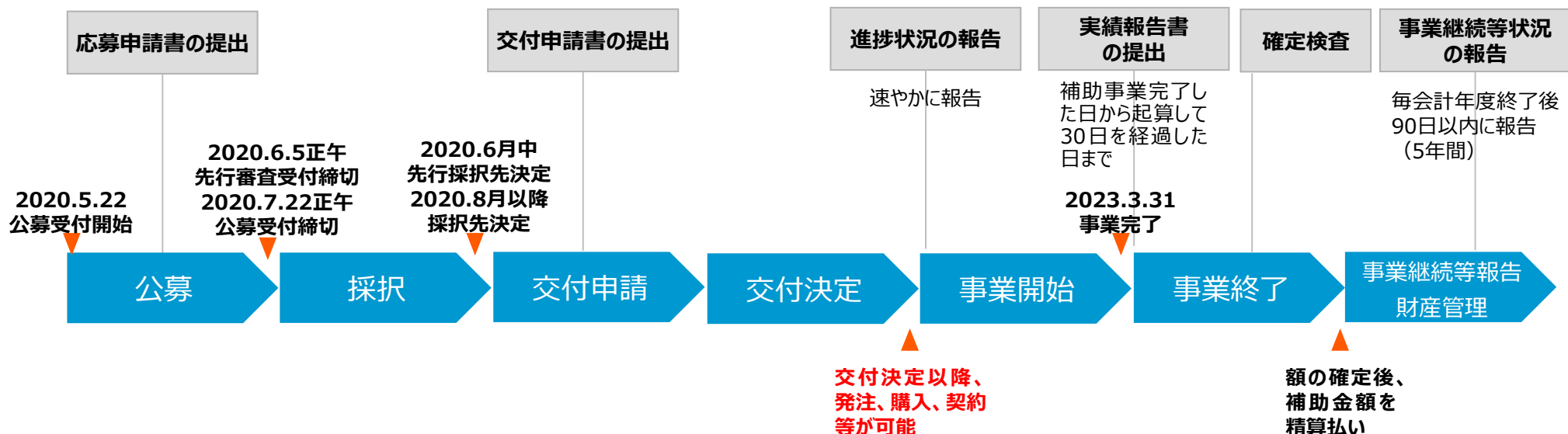
分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領 1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領 1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領 1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
	需給ひっ迫性	補助事業により取り扱う製品・部素材について、需給のひっ迫性が認められるか
事業内容に関する審査 (加点項目)	国民が健康な生活を営む上での重要性	補助事業により取り扱う製品・部素材について、国民が健康な生活を営む上で重要なものであると認められるか
	整備する施設・装置の柔軟性	補助事業により整備する施設・装置が一定程度柔軟性あるものであり、有事の用途転換等、わが国産業全体のレジリエンスの強化に資するものであると認められるか
	国内サプライチェーンの分散	補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果が補助金交付申請額に比して大きいのか

3. 採択の審査（対象事業B 物流施設）

審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査 (必須項目)	基本的要件	「公募要領 1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	適格性	「公募要領 1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「公募要領 1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか
	補助事業の実施体制	補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか
	財務の健全性	補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか
	補助事業の実現性	補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか
	需給ひっ迫性	補助事業により取り扱う製品・部素材について、需給のひっ迫性が認められるか
	国民が健康な生活を営む上での重要性	補助事業により取り扱う製品・部素材について、国民が健康な生活を営む上で重要なものであると認められるか
事業内容に関する審査 (加点項目)	物流の配送量の増加や円滑化・効率化	補助事業により整備する物流施設について、設備投資効果による物流の配送量の増加や円滑化・効率化が認められるか
	投資誘発効果	補助事業による投資誘発効果が補助金交付申請額に比して大きいのか

4. スケジュール



・先行審査

早期に実施したい方のために、6月5日（金）正午まで【必着】に応募申請書をご提出いただいた方については、先行審査の対象とします。

・再応募

先行審査において不採択となった申請について、同一の事業内容にて再応募された場合は、審査の対象外として不採択となりますので、ご注意ください。

・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかに郵送で通知します。

・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る建物・設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、**2022年度末までに、事業完了（建物・設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）**して下さい。ただし、大規模な投資案件であって、2022年度末に事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を2023年度末までとする申請も認める場合があります。

・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

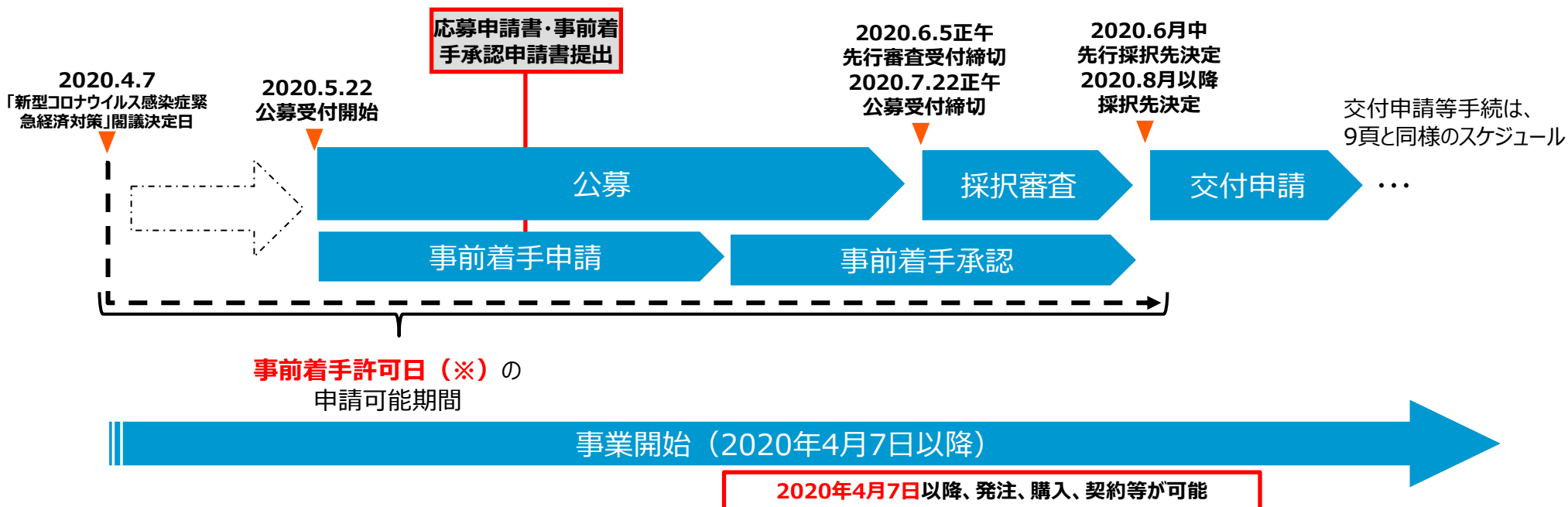
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・事業継続等状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業継続等の状況について報告しなければなりません。

5. 事前着手の承認

1. 本補助金の概要
2. 補助要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. お問い合わせ先



事前着手の趣旨

- ・補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ・ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定日（2020年4月7日）以降発生した経費等についても補助対象経費として認める場合もあります。
- ・事前着手申請は必要性・緊急性が認められた場合に承認されます。事前着手の要件を満たさず承認されない場合もあります。

注意事項

- ・応募申請書と事前着手承認申請書は**同時に提出**します。
- ・承認を受けた場合、**事前着手許可日（注）以降から交付決定日まで**に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- ・事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- ・補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・相見積など）が行われていないと補助対象経費となりません
- ・**事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**

（※）事前着手許可日とは、経済産業省大臣が事前着手の実施開始日を承認した日を指します。原則、補助事業者が事前着手を希望する日となります。

6. お問い合わせ先（趣旨・事業全般）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

所管	機関名	連絡先	本事業の 趣旨について	本事業 全般について
事務局	みずほ情報総研(株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 みずほ 情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 (「サプライチェーン対策のための国内投資 促進事業事務局」担当) TEL : 03-6825-5476 FAX : 03-6826-5060 MAIL : kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp		○
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL:03-3501-1677 FAX : 03-3501-6270	○	
基金設置法人	(一社)環境パート ナーシップ会議	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 B1F 基金管理事業部 TEL : 03-5468-6752 FAX : 03-5468-6756	○	

6. お問い合わせ先（事前相談）

1. 本補助金の概要

2. 補助要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. お問い合わせ先

機関名	連絡先	所管する 都道府県
北海道 経済産業局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 北海道経済産業局 産業部 産業振興課 TEL：011-709-2311（内2595）MAIL：hokkaido-sangyo@meti.go.jp	北海道
東北 経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 産業振興課 TEL：022-221-4906 MAIL：thk-ritti@meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東 経済産業局	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課 TEL：048-600-0269 MAIL：kanto-ritti@meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部 経済産業局	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局 地域経済部 地域振興室 TEL：052-951-2716 MAIL：tiikishinkouka-gyoumu@meti.go.jp	岐阜、愛知、三重
中部 経済産業局 電力・ガス事業北陸支局	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課 TEL：076-432-5518 MAIL：hokuriku@meti.go.jp	富山、石川
近畿 経済産業局	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 近畿経済産業局 産業部 産業課 産業振興室 TEL：06-6966-6021 FAX：06-6966-6082	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国 経済産業局	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 中国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL：082-224-5638 MAIL：cgk-sannshinn@meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国 経済産業局	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 四国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL：087-811-8523 FAX：087-811-8556	徳島、香川、愛媛、高知
九州 経済産業局	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 九州経済産業局 地域経済部 企業成長支援課 TEL：092-482-5435 MAIL：kyushu-kigyoshien@meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄 総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課 TEL：098-866-1727 MAIL：kikakushinkouka@meti.go.jp	沖縄